

第 23 号議案

東大和市国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 22 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険高額療養費資金貸付条例（昭和53年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「東大和市国民健康保険の被保険者」を「東大和市が行う国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）」に改める。

第2条第1号中「に基づく東大和市国民健康保険の」を「による」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。